

令和4年度

# 障害学生支援 理解・啓発セミナー

改正障害者差別解消法施行による  
私立大学における合理的配慮提供義務化に向けて

国立高等専門学校機構本部

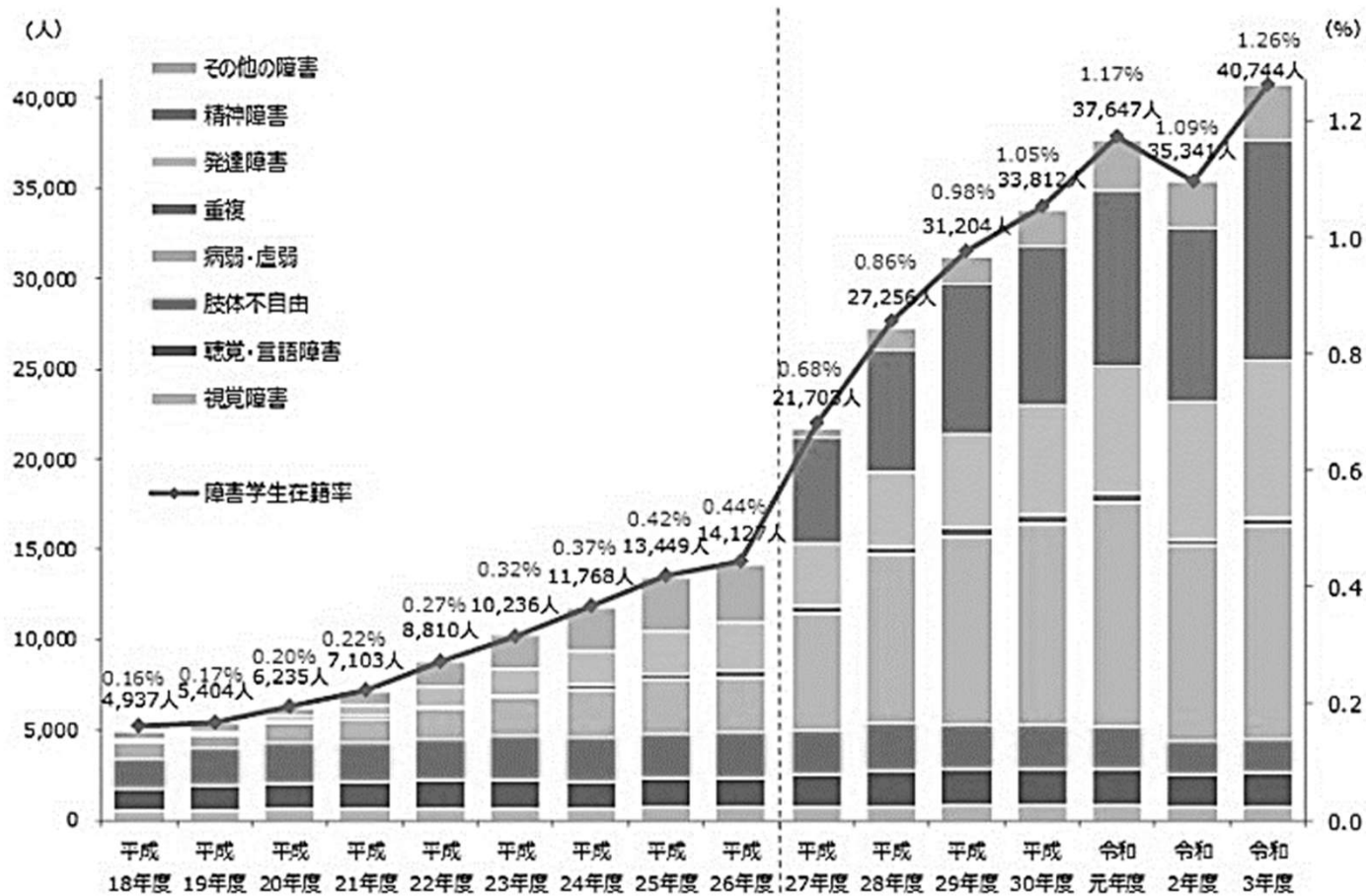
特命准教授／学生参事補／障害学生支援スーパーバイザー

日本学生支援機構

客員研究員

船越高樹

# 高等教育機関における障害学生数



「日本学生支援機構 令和3年度（2021年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より

# 高等教育機関における障害学生数の増加

約8.3倍

2021 (R3) 年度

障害のある学生の数  
40,744人 (1.26%)

2006 (H18) 年度

障害のある学生の数  
4,937人 (0.16%)

これからも  
大幅なニーズの増加が  
予想される

# 障害のある学生に関連する法律等の時系列による整理

|                |   |
|----------------|---|
| 2007年<br>(H19) | 文科省「特別支援教育の推進について（通知）」                            |
| 2008年<br>(H20) | 国連「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」発効                    |
| 2011年<br>(H23) | 「障害者基本法」の改正                                       |
| 2012年<br>(H24) | 文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」 |
| 2012年<br>(H24) | 文科省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ（報告）」               |
| 2013年<br>(H25) | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」成立           |
| 2014年<br>(H26) | 日本「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」批准                    |
| 2016年<br>(H28) | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」施行           |
| 2017年<br>(H29) | 文科省「障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ（報告）」                |
| 2021年<br>(R3)  | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」改正法 成立       |



特別支援教育体制開始  
15年経過

2022年



# 障害とは？

---

## 個人（医学）モデル



障害の原因は  
歩けない、手が動かせない、  
見えない、聞こえない、話せない、  
認知に偏りがある、メンタルの不安定  
などの機能制限にあるとする考え方

英語では impairment

障害は個人的なもの  
解消するには治療・手術・リハビリり…  
できることには限界がある

## 社会モデル



障害の原因は  
機能制限がある人のことを考えて  
作られていない  
事物・慣行・観念・制度  
などの社会的障壁にあるとする考え方

英語では disability

障害は社会が生み出している  
社会が変われば  
障害は減らせる、無くせる！

# 改正障害者差別解消法 可決成立

2016(H28)年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【現行法】 私立大学の合理的配慮提供は努力義務

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

2021(R3)年

3月 9日 改正閣議決定

4月20日 衆議院において可決

5月28日 参議院において可決成立

→ 「公布の日」から3年以内に施行



【改正後】 私立大学の合理的配慮提供も義務！

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。しななければならない。

私立大学での合理的配慮提供義務化まで2年を切る！

# 私大の合理的配慮提供義務化で何が変わる？

「努力義務」であっても「義務」であっても  
合理的配慮の提供について  
“義務は義務”

大学が正当な理由なく合理的配慮不提供  
>>当事者が障害者差別解消支援協議会等に申し立て<<

判断に影響も…

行政指導

民事裁判

障害学生支援、特に合理的配慮の妥当性を判断する専門部署の  
拡充は避けられないのでは？

# 令和4年度までに100%達成を目指さなければならない項目

内閣府 障害者基本計画（第4次計画 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）  
9. 教育の振興（基本法第16,17条関係、条約第24,30条関係）目標分野 高等教育における障害学生支援の推進

## 障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合

## 障害学生の支援等に関する体制の整備状況

- ①障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合
- ②障害学生支援担当者を配置している大学等の割合
- ③紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合
- ④ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合
- ⑤ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合

## 障害学生への就職指導の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合

## 大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況

- ①入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合

対応完了  
されていますか？

# 支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

障害者の権利に関する条約  
(障害者権利条約)

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
(障害者差別解消法)

「文部科学省所管事業分野」における  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

《初等・中等教育》 ※一部

- 「特別支援教育の推進について」
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

各教育委員会／私立学校でのポリシー・規定

《高等教育》 ※一部

- 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」
- 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

大学ごとのポリシー・規定

初等・中等教育段階と高等教育段階では  
対応の考え方、システム、根拠が異なっていることに注意が必要！

# 2012 (H24) 年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ)」

## 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) 概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

### 大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲  
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生  
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)
- 「障害のある学生」の範囲  
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲  
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象  
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

### 合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの  
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

#### 主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。  
など

### 関係機関が取り組むべき課題

#### 短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置  
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。  
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成  
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

#### 中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

### 今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



# 2016 (H28) 年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ)」

## 「障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)」

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

### 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

### 検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

### 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

#### 具体的な内容

#### (2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

#### (3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

#### (4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

#### (1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

#### (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

#### (3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

#### (4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

#### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

#### (6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

#### (7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

### 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。  
→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

### 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援



# 第一次まとめ・第二次まとめで大学等に求められていること

## 第一次まとめ チェックリスト

### ◆大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲を説明できる
- 「障害のある学生」の範囲を説明できる
- 対象となる学生の活動の範囲を説明できる

### ◆合理的配慮の考え方

- ①機会の確保ができています
- ②情報公開ができています
- ③決定過程ができています
- ④教育方法等の変更・調整ができています
- ⑤支援体制ができています
- ⑥施設・設備を整えています

### ◆短期的課題

- 情報公開及び相談窓口の設置を完了している
- 拠点校との関係、大学間ネットワークへの参画ができています

### ◆中・長期的課題（国レベルでの取り組みを含む）

- ①入試の改善ができています
- ②高校及び特別支援学校との接続の円滑化ができています
- ③通学上の困難の改善ができています
- ④教材の確保ができています
- ⑤通信教育の活用ができています
- ⑥就職支援等の体制ができています
- ⑦専門人材の育成ができています
- ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実ができています
- ⑨財政支援を受け、活用ができています

## 第二次まとめチェックリスト

### ◆基本的な考え方

- 「不当な差別的取り扱い」とは何かを理解し、学内から無くしている
- 「合理的配慮」とは何かを社会モデルの考えを踏まえ、理解できている

### ◆大学等における実施体制

- ①事前的改善措置について対応を完了している
- ②学内規定について整備を終えている
- ③組織について自学に最適な体制を整えられている

### ◆合理的配慮の決定手順について

- 以下のフローが公開され、対応できる体制を整えている
  - ①障害のある学生からの申し出
  - ②学生と大学等による建設的対話
  - ③内容決定の際の留意事項
  - ④決定内容のモニタリング

### ◆紛争解決のための第三者組織

- 必要な体制を整備でき、相談方法が公開されている

### ◆各大学が取り組むべき主要課題とその内容

- ①教育環境の調整が適切に行えている
- ②初等中等教育段階から大学等への移行（進学）が円滑にできている
- ③大学等から就労への移行（就職）について体制が組めている
- ④大学間連携を含む関係機関との連携ができています
- ⑤障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置ができています
- ⑥研修・理解促進ができています
- ⑦情報公開がアクセシブルな形で十分にできている

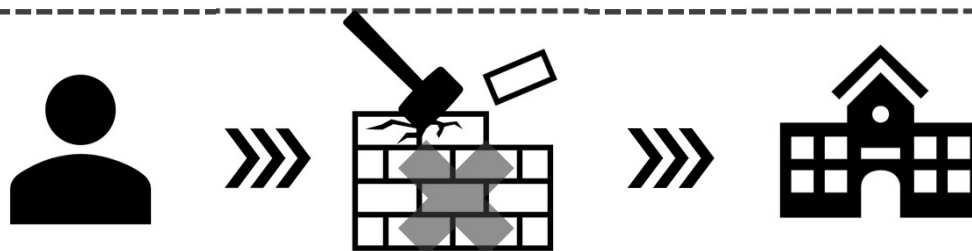
### ◆社会で活躍する障害学生支援センターの形成

- 東京大学PHEDについて知り活用している
- 京都大学HEAPについて知り活用している



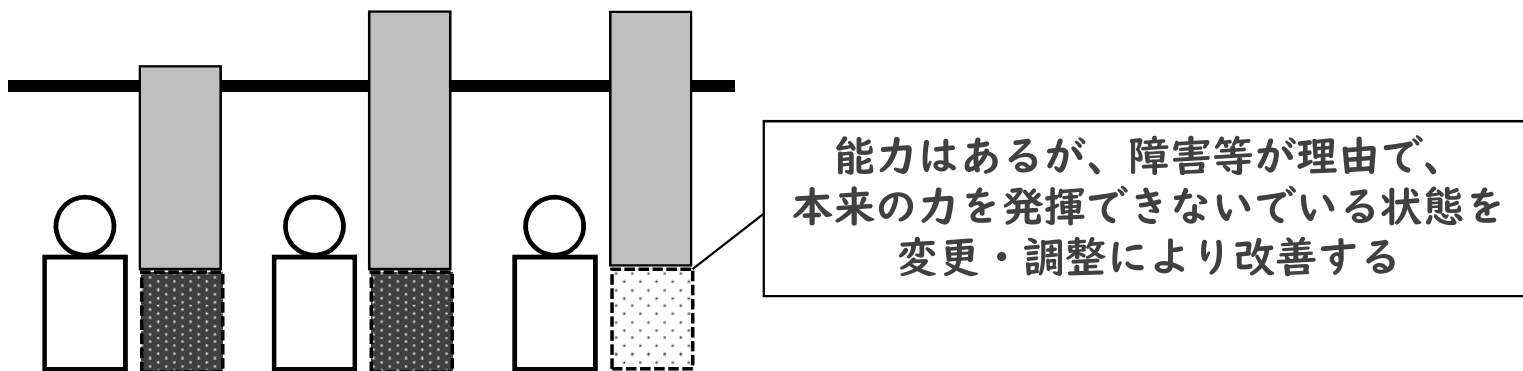
# 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮 = Reasonable Accommodation



社会的障壁により、さまざまな活動への参画が困難になっている人に対し、その障壁となっている部分を除去したり、代替手段を提供したりすることによって、障害のない人と同等の機会を得られるようにすること。

※ 社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」



# 「合理的」に当てはまる二つの英単語から考える

+ 不採用

Rational

「経済合理性」

「目的合理性」

「自分の願い」を  
最大限に叶えるために  
最適な手段

○ 採用

Reasonable

「適利的」

自分と目的を異にする  
他者からみても  
『理にかなった』手段



合理的配慮 = Reasonable Accommodation

提供「する側」と「される側」の建設的な対話に基づき  
双方「合意」の上で提供されるもの

※ 合理的配慮は本人（保護者）と大学等との双方の合意なく提供されることはありません。

【参考】井上達夫（2006）「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版

# 過去の事例から…ちょっと考えてみましょう

## 読字障害のある学生



合理的配慮を含む修学支援を希望

- ・ 試験の時間延長 (1.3倍)
- ・ 必要に応じて文字読み上げアプリの活用

医師からの具体的な対応策が示された診断書も提出済

入学後に合理的配慮なしで他の学生と同じ条件で小テストを実施



配慮なしでも平均点は取れることがわかった

Question:

→ それでも合理的配慮を提供する必要があるのか？

合理的配慮提供≡甘やかし という議論には終止符を！

---

合理的配慮は

ズルではない！甘やかしてでもない！

障害のある学生の社会的障壁を除去し、

機会の保障をすること！

他の学生と同じスタート地点に立てるようにすること！

それが大学に課せられた最低限度の義務！

# 高等教育機関における合理的配慮の考え方

## 2012年○検討会報告（第一次まとめ）における定義

- ・ 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ・ 障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものかつ
- ・ 大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

## 2016年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

## 2016年○検討会報告（第二次まとめ）における定義

- ・ 障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものいわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

# 「合理的配慮」とその他の配慮・支援の違い

「合理的配慮」は  
さまざまな支援の一部

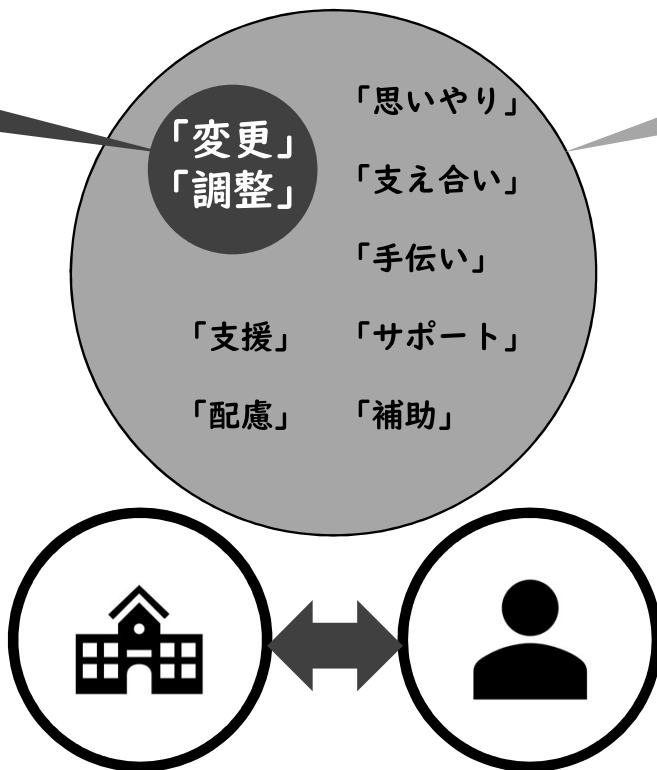
障害者差別解消法により  
日本の教育に本格導入された

教育機関の法的責務としての  
「合理的配慮」



教育機関として明確なルールを設けて  
情報公開をしたうえで  
障害のある学生の意思の表明を受け  
双方の「建設的な対話」を実施する

妥当性を判断し、互いに納得した上で  
教育機関が組織的に判断  
最低保証として  
教職員と関係者全員が漏れなく提供する



※個人的に違和感を感じた  
ままになる教職員が残る可  
能性もあり得る。組織的判  
断が優先される。

教育活動の一環としての  
学生支援

これまでも提供されてきたし、  
これからも提供される

各教員の工夫と判断で提供する  
「教育的支援・配慮」



教員の個々の  
教育的理念に基づき判断  
各自の工夫で提供

提供側のさじ加減で  
「思いやり」の  
発露としてなされる場合がある  
提供しないと判断する教員もいる

# 「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

## ■ 「合理的配慮」 障害者権利条約 第二条 定義

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

➡変更と調整のみ行う = 「機会の保障」のみ ※結果の保証はしない

## ■ 「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

➡その子の「得意」なところに着目し、「得意」なところを伸ばし、それが「拠り所」となるようにするための教育。≡「結果の保障」有

後期中等教育機関の  
高等学校では  
特別支援教育  
ができるため

履修困難な単位が  
あっても  
「教育的配慮」  
「校長裁量」で  
卒業できる可能性有

教育の質保証  
は  
全学生に必要

高等教育機関では「合理的配慮」によって「機会の保障」はできるが  
ダブルスタンダードによる評価、必修免除による「結果の保障」まではできない

多くの人（特に保護者）がこのことを知らない

# 変わりつつある日本の教育機関…

## 【初等・中等教育機関】 大学に入る前に子どもたちが受けている教育が大きく変わっています

### ■ 学習指導要領の変遷（一部）

- 1977(S52)～1978(S53) ゆとりと充実
- 1989(H1) 新しい学力観
- 1998(H10)～1999(H11) 基礎・基本と「生きる力」の育成
- 2008(H20)～2009(H21) 「生きる力」と「確かな学力」
- 2015(H27) 道徳の「特別の教科」化
- 2017(H29)～2018(H30) 「生きる力」学びの、その先へ

主体的・対話的で深い学び／個別最適な学び…

### ■ 障害のある子どもたちに対する教育（一部）

- 2007(H19) 「特殊教育」から「特別支援教育」へ
  - 2011(H23) 障害者基本法の改正について
- 2012(H24) インクルーシブ教育システムの構築へ
  - 2014(H26) 障害者権利条約批准
  - 2016(H28) 障害者差別解消法の施行
  - 2016(H28) 改正児童福祉法施行
  - 2016(H28) 改正発達障害者支援法施行
- 2018(H30) 高等学校等の通級指導制度化

## 【高等教育機関】

## 大学での修学、修学支援の内容、体制、制度も大きく変わっています

### ■ 大学教育質保証に関する動き（一部）

- ～2003(H15) 事前規制中心の質保証システム
- 2004(H16) 学校教育法改正
  - 事前規制と事後確認の併用型への転換
  - 第三者機関による認証評価等の義務化
- 2022(R4) 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」
- 2022(R4) 大学設置基準等の改正

大学教育の質保証…

### ■ 障害のある学生への支援に関する動き（一部）

- 2012(H24) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ
  - ◆ 2014(H26) 障害者権利条約批准
  - ◆ 2016(H28) 障害者差別解消法の施行
  - ◆ 2016(H28) 改正発達障害者支援法施行
- 2017(H29) 障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ
  - ◆ 2021(R3) 改正障害者差別解消法成立
- 2024(R6) までに私大合理的配慮提供義務化



# 大学教員に求められている「厳密さ」と「柔軟さ」

2000年代～

教育の質保証  
モデル  
コアカリキュラムの  
策定

障害学生支援  
合理的配慮

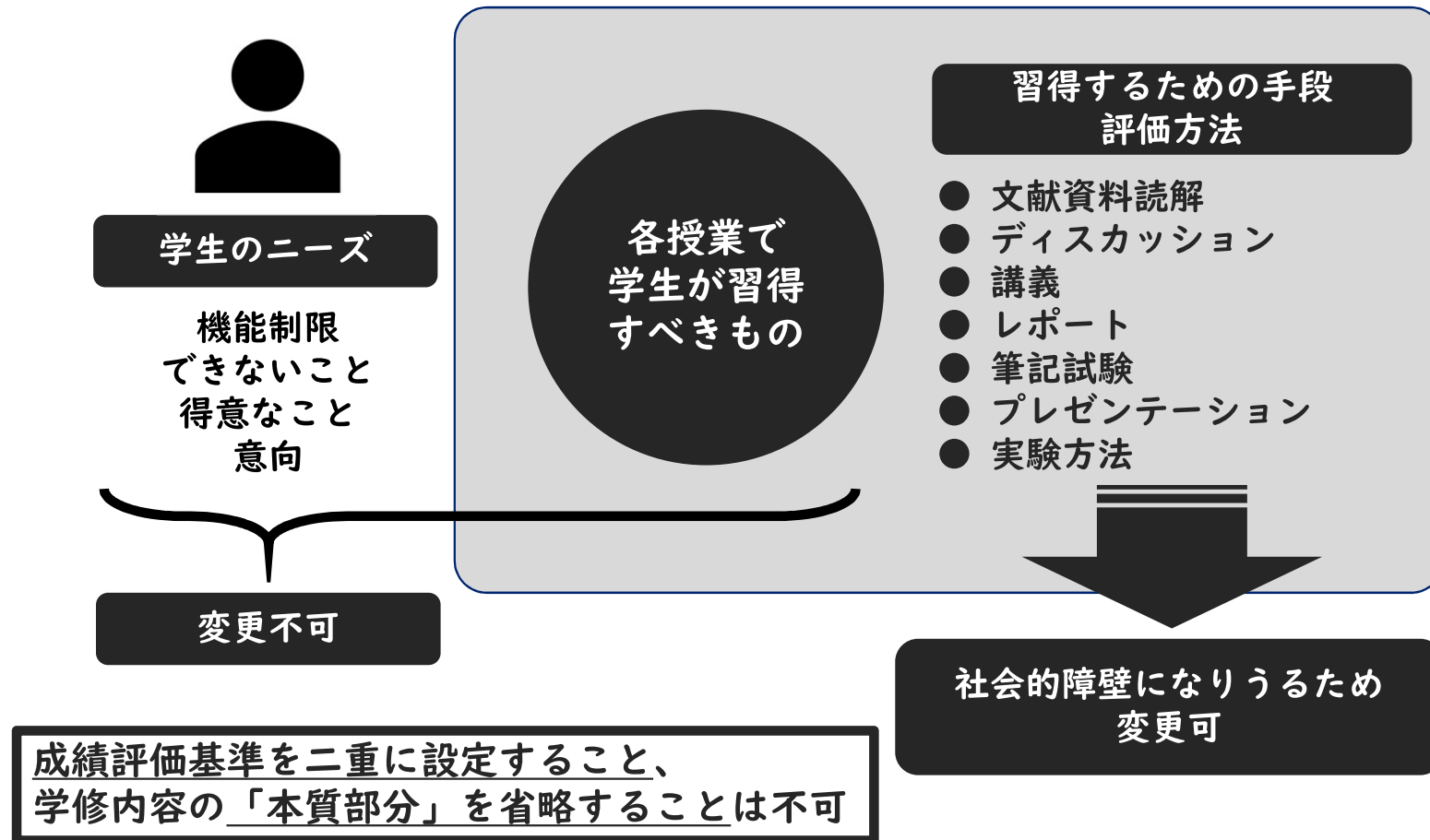
厳密さ

柔軟さ

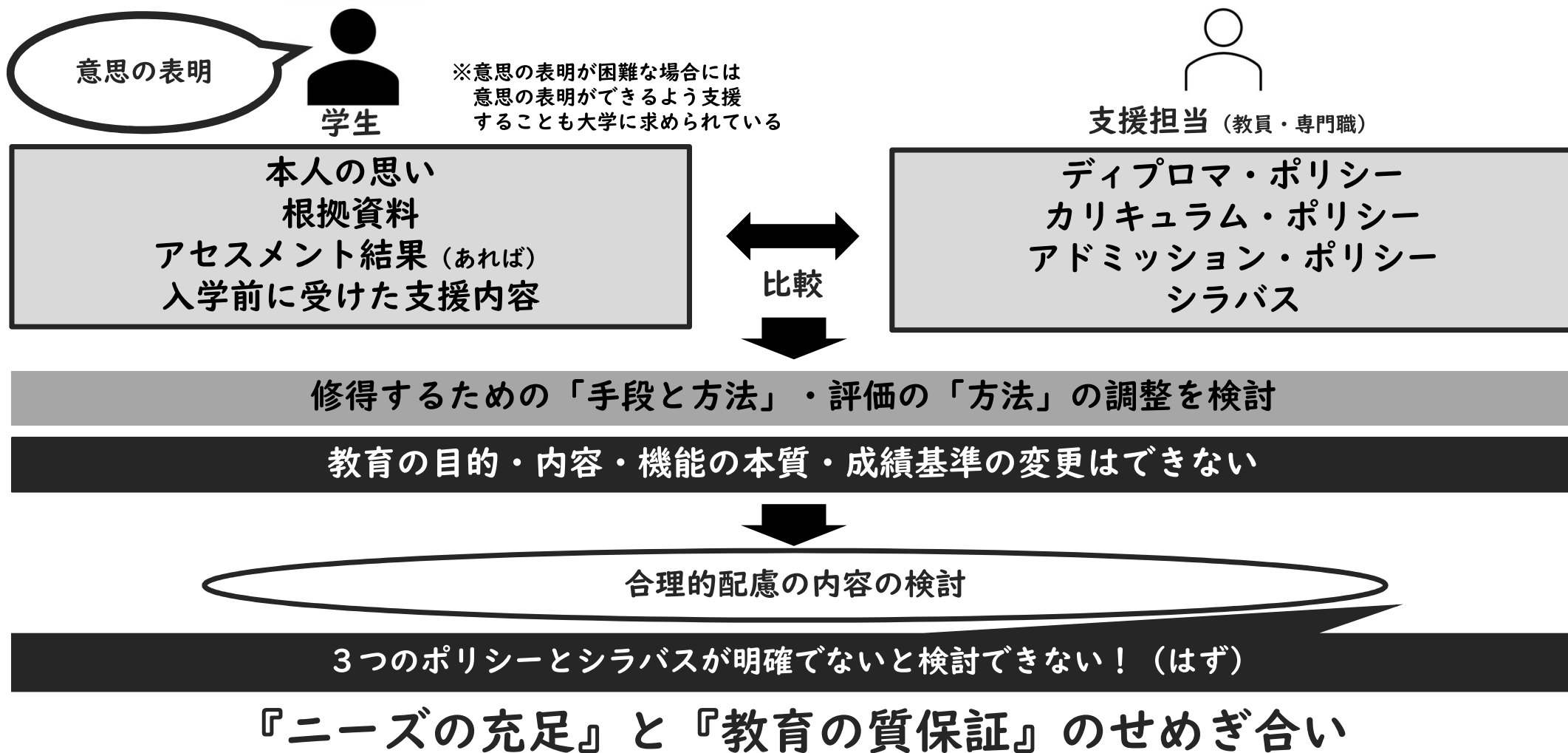
いったいどうしろと？



# 授業・実習・研究合理的配慮で変更・調整可能な範囲



# 修学上の合理的配慮の検討



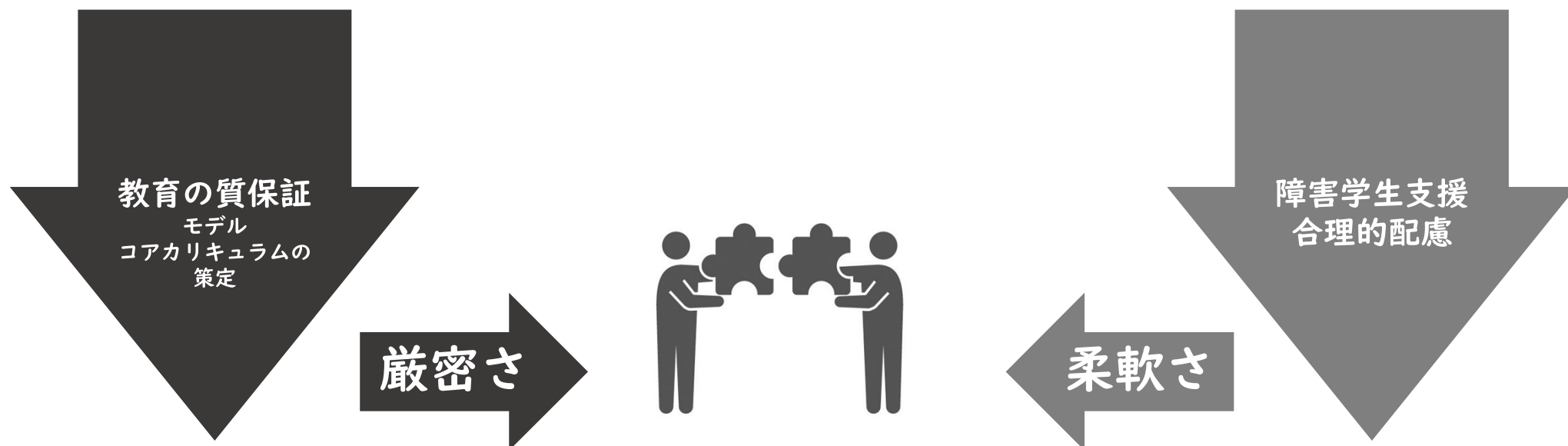
# 合理的配慮を実施するために必要なこと

## 3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

|                        |                               |  |
|------------------------|-------------------------------|--|
| 建学の精神<br>教育方針          | ディプロマ・ポリシー<br>(学位授与の方針)       | どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めたもの。                       |
| 分野別<br>モデルコア<br>カリキュラム | カリキュラム・ポリシー<br>(教育課程編成・実施の方針) | どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めたもの。      |
| 資格認定要件                 | アドミッション・ポリシー<br>(入学者受け入れの方針)  | どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。 |
|                        | シラバス<br>(授業計画)                | 授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。                              |

# 大学教員に求められている「厳密さ」と「柔軟さ」

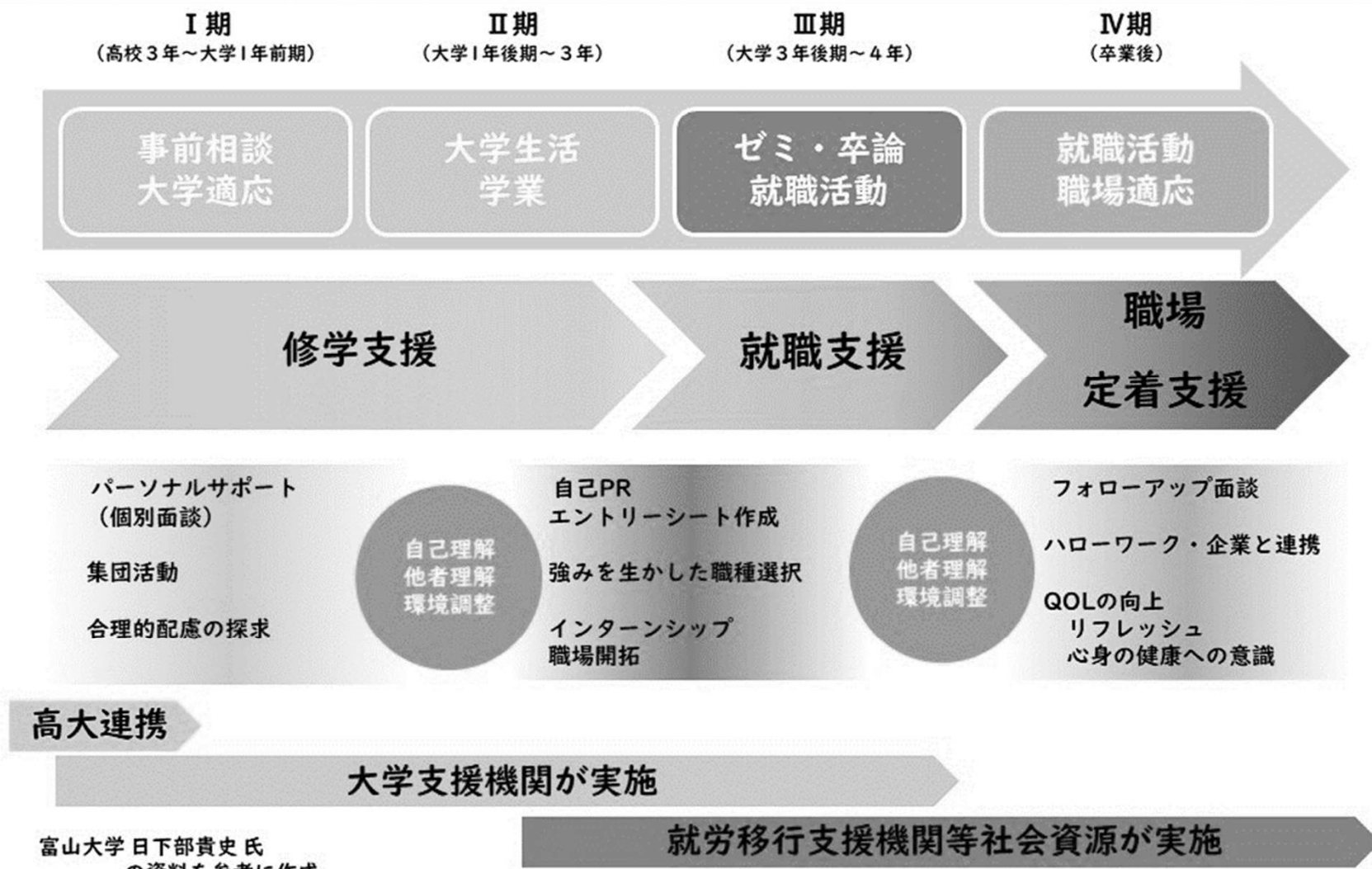
---



高等教育機関が避けられない教育の質保証の拡充が  
合理的配慮提供も充実させる！

(支援体制の強化はまだまだ必要ですが…)

# 障害等支援ニーズのある大学生の社会（就労）へ向けた移行の流れ



## 支援強化のポイント「セルフアドボカシー」

---

### セルフアドボカシー Self Advocacy 「自己権利擁護」

- ①自主的な意思決定ができるようになる
  - ②各自のニーズを表現する能力を身に付ける
- 自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできる

自己理解 = 自己のニーズの把握



意思の表明



「合理的配慮」の提供を受けやすくなる。

※ただし、過剰に依拠しすぎると「医学（個人）モデル」  
《＝障害を個人の努力で克服しなければならない》になって  
しまう恐れがあることにも留意しなければならない。

## コロナ禍からその先へ！多様性尊重は大学経営の根幹！

障害学生支援は  
「個別最適な学び」  
の最たるもの



UDLなどの視点は、  
教育の質保証  
教育の高度化  
の基礎固めにつながる。

コロナ対応の先例は  
障害学生支援では  
すでに当たり前なのが  
たくさんあった



遠隔授業、遠隔面談…  
ICT活用、ATに関しては  
障害学生支援が先導している。  
ノウハウの共有を！

障害者支援の分野でも  
地域社会に不可欠な  
社会資源たりうる！



地域社会を  
支える・育てる・変える  
それができるのも  
大学の素晴らしさ！

合理的配慮提供を着実に、確実に実施しなければならないという前提を確認しつつ、大学の総合力アップのための強化策として、積極的に取り組んでほしい！